

# 2024年度 第2回理事会

## 送付資料

2024年5月31日

公益社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

# 第 1 号議案

## 社員総会の開催の件

## 社員総会の開催の件

定款第14条第1項の規定により、社員総会を下記のとおり開催する。

1. 日 程 2024年6月20日(木) 17:00～17:30

2. 場 所 大阪市役所5階 大応接室

3. 内 容 第1号議案 2023年度決算の承認の件

報告事項 2023年度事業報告の件

## 第2号議案

### 職員就業規則の一部改正の件

## 職員就業規則の一部改正の件

定款第 31 条及び理事会運営規程第 10 条の規定に基づき、職員就業規則を改正することについて、お諮りします。

## 職員就業規則の一部改正

職員就業規則(令和5年10月16日施行)を下記改正案のとおり一部改める。

改正案	現行												
<p>(欠勤等の届出)</p> <p>第15条 職員は、欠勤、遅参又は早退するときは、あらかじめ所属長（事務局組織規程第4条第1項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に届け出ることができなかった場合は、事後にすみやかに届け出をしなければならない。</p>	<p>(欠勤等の届出)</p> <p>第15条 職員は、欠勤、遅参又は早退するときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に届け出ることができなかった場合は、事後にすみやかに届け出をしなければならない。</p>												
<p>(勤務時間等)</p> <p>第17条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第17条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。また、始業及び終業の時刻は、次の表に掲げるとおりとし、当法人は、そのいずれかをそれぞれの職員について指定する。</p> <table border="1" data-bbox="1079 1037 2009 1197"> <thead> <tr> <th></th> <th>始業時刻</th> <th>終業時刻</th> <th>1日の勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務パターン A</td> <td>午前9時</td> <td>午後5時30分</td> <td>7時間45分</td> </tr> <tr> <td>勤務パターン B</td> <td>午前9時30分</td> <td>午後6時</td> <td>7時間45分</td> </tr> </tbody> </table>		始業時刻	終業時刻	1日の勤務時間	勤務パターン A	午前9時	午後5時30分	7時間45分	勤務パターン B	午前9時30分	午後6時	7時間45分
	始業時刻	終業時刻	1日の勤務時間										
勤務パターン A	午前9時	午後5時30分	7時間45分										
勤務パターン B	午前9時30分	午後6時	7時間45分										
<p>2 前項の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前9時から午後5時30分までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる勤務時間及びその割振りについては、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、別に定める。</p>	<p>2 前項の始業及び終業時刻の指定は、それぞれの職員の通勤事情及び業務の実態等を考慮して行うものとするものとする。</p>												

一 第19条第3項各号に掲げる休日を週の勤務時間

二 特別の勤務に従事する職員の勤務時間

4 所属長は、業務に支障がある場合を除き、前2項の始業及び終業時刻を前後2時間の範囲で、繰り上げ又は繰り下げることができる。

5 前項の始業及び終業時刻の認定は、最低1月以上の期間について行うものとする。ただし、認定期間中に異動等の事情により必要と認められる場合は期間の変更をすることができる。この場合における認定期間は、当該認定期間の残日数とし、当該職員に速やかに通知するものとする。

6 前2項の規定に関わらず、特段の事情により始業及び終業時刻を変更する場合は、別に定める。

7 前各項の規定にかかわらず、所属長は、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(第3項各号に掲げる勤務時間にあつては、別に定める時間)となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、非常勤職員の勤務時間等については、個別の契約により定める。

9 第1項から第5項の規定にかかわらず、妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員は、医師から妊娠又は出産に関し指導された場合、所属長にその旨を申し出ることにより、当該指導事項を守るために必要な範囲で、始業及び終業時刻の変更(原則として1時間以内)、所定労働時間の短縮(原則として1時間以内)、休憩時間の延長、休憩回数の増加、作業軽減、休業等の措置を受けることができる。

3 第1項の始業及び終業時刻の指定は、最低1月以上の期間について行うものとする。ただし、指定期間中に異動等の事情により必要と認められる場合は指定又は指定の変更をすることができる。この場合における指定期間は、当該指定期間の残日数とし、当該職員に速やかに通知するものとする。

4 第1項から第3項の規定に関わらず、特段の事情により時差出勤を実施する場合は、別に定める。

5 前各項の規定にかかわらず、非常勤職員の勤務時間等については、個別の契約により定める。

6 第1項から第3項の規定にかかわらず、妊娠中又は出産後1年を経過しない女子職員は、医師から妊娠又は出産に関し指導された場合、所属長にその旨を申し出ることにより、当該指導事項を守るために必要な範囲で、始業及び終業時刻の変更(原則として1時間以内)、所定労働時間の短縮(原則として1時間以内)、休憩時間の延長、休憩回数の増加、作業軽減、休業等の措置を受けることができる。

(休憩時間)

第18条 職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。

2 職務の性質その他の理由により、前項の規定により難しい場合は、別に定めるところによる。なお、その場合にあつては、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては、1時間以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。

3 第1項に定める職員の休憩の開始及び終了時刻について、所属長は、職員から請求があつた場合、業務に支障がある場合を除き、前後45分の範囲で繰り下げ又は繰り下げを認めることができる。

(休憩時間)

第18条 職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。

2 職務の性質その他の理由により、前項の規定により難しい場合は、別に定めるところによる。なお、その場合にあつては、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては、1時間以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。